

貿易一般保険包括保険（鋼材）追加特約書

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00017

沿革 平成30年2月26日 一部改正

平成31年2月28日 一部改正

と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年
月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）の
追加特約を下記のとおり締結する。

記

（対象契約から除外する輸出契約）

第1条 別紙1から に規定する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約であって当該
輸出契約に係る代金の額が契約金額の二分の一以下の場合を除く。）については、特約
書第1条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。

（追加特約の内容の変更）

第2条 別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者が設定するものとし、特約書第1条に規
定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組
織変更又はこれに準ずる場合を除く。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、
各自その1通を所持する。

年 月 日

輸出組合名

印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名

印

附 則

この特約書は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

特約書第1条に規定する輸出者が である場合は、次に掲げる輸出契約

- 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする輸出契約
- 2 輸出契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険契約の申込みの後に該当することとなった場合を除く）。
 - 一 輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が次のイからニのいずれかに該当する輸出契約
 - イ 輸出者の本店又は支店（輸出者が支店の場合、他の支店を含む。）
 - ロ 輸出者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社
 - (1) 輸出者の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）
 - (2) 輸出者の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、(1)により親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、(1)により子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）
 - (3) 議決権の過半数を輸出者、輸出者の直接親会社又は輸出者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）
 - (4) (1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店
 - ハ 輸出者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社
 - (1) 輸出者が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者その他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は輸出者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人
 - (2) 輸出者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は輸出者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社
 - (3) 輸出者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、輸出者の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は輸出者の直接子会社が取締役等を派遣する法人
 - (4) (1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店
 - ニ その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社
- 二 仕向国が国カテゴリー 日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリー に該当する輸出契約
- 三 仕向国が国カテゴリー に該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む輸出契約（前号に該当するものを除く。）であって、対象部分以外の部分に係る代金が契約金額の二分の一以下の輸出契約（当該輸出契約のうち対象部分に係る部分に限る。）